

# 能代商工会議所青年部 規約

## 第一章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本青年部は能代商工会議所青年部と称す。

(事務局)

第2条 本青年部の事務局は能代商工会議所内に置く。

## 第二章 目的

(目的)

第3条 本青年部は経済活動を基盤として、絶えずビジネスと直結した事業活動を行い最終的に自己企業の発展をはかり、併せて商工会議所事業活動への参画、協力を通じ当市商工業の振興、並びに市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

## 第三章 事業

(事業)

第4条 本青年部はその目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 商工業の振興に関する意見の表明
- (2) 社会福祉事業の研究と協力
- (3) 会員相互の親睦と情報の交換
- (4) 関係官庁及び諸団体との連絡、協調
- (5) 各種イベントの企画開催
- (6) その他目的達成に必要な事業

## 第四章 会員及び会費

(会員の資格)

第5条 本青年部の会員は、能代商工会議所の会員事業所もしくは趣旨に賛同する事業所の経営者及び後継者、または幹部従業員で年齢満20才以上満50才以下の者とする。但し直前会長についてはこの限りではない。

(加入)

第6条 本青年部に加入を希望するものは、所定の申込み手続きにより申込みものとする。

2. 加入の諾否は役員会において決定する。

(会費)

第7条 会員は毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。

2. 会費の金額並びに納入方法は総会の議決を経て別に定める。但し、総会終了後入会の会員は、年を四半期に分け入会月に基づき納入する。

(退会)

第8条 会員はあらかじめ本青年部に通知し退会することができる。

2. 会員は次の事由によって退会する。
  - (1) 会員たる資格の喪失、但し年齢制限による場合はその年齢に達した年度末において退会する。
  - (2) 死亡
  - (3) 除名

(除名)

第9条 本青年部は次の各号の1つに該当する会員を、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本青年部の対面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為をおこなったもの。
- (2) 1年以上にわたって会費の納入、その他会員たる義務を怠ったもの。

## 第五章 役員

(役員)

第10条 本青年部は次の役員を置く。

会長	1名
直前会長	1名
副会長	5名以内
専務理事	1名
事務局長	1名
理事	若干名
監事	3名以内

2. 会長再任の場合は直前会長を置かないこととする。

(役員を選任)

第11条 会長、監事を選任については、別に定める「会長、監事選任に関する規定」に基づいて行う。

2. 副会長、専務理事、事務局長、理事は第11条によって選任された会長が指名し、総会において発表、承認を得る。

(役員職務)

- 第12条 会長は本青年部を代表し、部務を総理する。
2. 直前会長は会長を補佐し、会長の諮問に応じる。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
  4. 専務理事、事務局長は会長を補佐し、主として部務を運営する。
  5. 理事は会長、副会長、専務理事、事務局長を補佐し、部務を処理する。
  6. 監事は本青年部の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は1年とする。但し直前会長を除き、再任を妨げない。
2. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務をおこなうものとする。
  3. 補欠で選任された役員任期は前任者の残存期間とする。

## 第六章 総会及び役員会

(総会)

- 第14条 総会は通常総会と臨時総会の2種とし、会長が召集する。
2. 総会の議長は会長がその任にあたる。
  3. 総会は会員数の2分の1の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数をもって議決とする。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

- 第15条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の変更
  - (2) 役員を選任
  - (3) 事業計画、収支予算及び決算の承認
  - (4) 会員の除名

(役員会)

- 第16条 本青年部に役員会を置く。
2. 役員会は会長、直前会長、副会長、専務理事、事務局長、理事、監事をもって組織する。
  3. 役員会は会長が必要あるときに召集し議長となる。
  4. 役員会は次の事項を協議する。
    - (1) 総会提出議案
    - (2) 事業運営に関する事項
    - (3) その他必要と認められる事項

## 第七章 委員会

(委員会)

- 第17条 本青年部にその目的達成のため委員会を置くことができる。
2. 委員会には委員長1名、副委員長及び委員若干名を置く。
  3. 委員長、副委員長及び委員は会長が役員会の承認を得て委嘱する。
  4. その他委員会について必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

## 第八章 顧問及び相談役

(顧問、相談役)

- 第18条 本青年部に顧問、相談役を置くことができる。
2. 顧問は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
  3. 相談役は、会長経験者であり、理事を兼務することができる。
  4. 顧問、相談役は、必要に応じて会長の諮問に応じる。

## 第九章 会計

(事業年度)

- 第19条 本青年部の事業年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

(会計)

- 第20条 本青年部の会計は会費、補助金、寄付金、その他収入をもってこれに充てる。

## 附 則

1. 本規約に規定のない事項については役員会において定めるとする。
2. 本規約は昭和62年12月16日より実施する。
3. 本青年部の設立当初の役員は、本規約の規定にかかわらず設立総会において選任しその任期は昭和64年3月31日までとする。
4. 本規約は平成4年4月10日より一部改正し実施する。
5. 本規約は平成7年4月26日より一部改正し実施する。
6. 本規約は平成11年4月14日より一部改正し実施する。
7. 本規約は平成11年11月25日より一部改正し実施する。
8. 本規約は平成15年4月16日より一部改正し実施する。
9. 本規約は平成27年4月24日より一部改正し実施する。